

賃上げ応援奨励金(第3回)

持続的な賃上げに取り組む中小企業等の皆さまを支援します!

□ 給付対象者

- 市内に本社又は本店を有する中小企業
- 市内に事業所及び住所を有する個人事業主
- 市内に主たる事務所を有し、常時雇用する従業員数が100人以下の医療法人、社会福祉法人

□ 対象従業員、給付金額など

対象従業員	正規従業員※1 (役員は除く)	非正規従業員※2 (週20時間以上の勤務実績があり、かつ学生でない者)
対象賃金	基本給 (賞与・手当※3を除く)	時間給等※4 (賞与・手当※3を除く)
賃上げ率	2.5%以上	7%以上
対象従業員の住所	市内に住所を有する者	
賃上げ対象期間	令和6年1月1日(月)～令和6年12月31日(火)	
給付額	50,000円/人(1者あたり最大50万円)	
受付期間	【第3回受付】令和6年12月2日(月)～令和7年1月31日(金) ※受付期間内に予算の上限に達した場合は、早めに受付を終了する場合があります。 ※第1回、第2回で給付を受けた事業者は対象となりません。	
給付時期	受付期間終了後 【第3回】令和7年2月中旬～	
提出方法	オンライン申請:松山市ホームページの申請フォームから申し込みください。 ※オンライン申請が困難な方は、ふるさと納税・経営支援課(労政雇用担当)まで ご郵送ください。【当日消印有効】	

※1 正規従業員 …雇用期間の定めがなく、厚生年金及び雇用保険に加入している従業員

※2 非正規従業員 …雇用保険に加入しているパート・アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣社員

※3 賞与・手当 …勤務成績・経営状態等に応じて支給される賞与、住居手当・勤務手当・残業手当などの手当

※4 時間給等 …時間給、日給、週給、月給、年俸

□ 申請書類 …

- ① 松山市賃上げ応援奨励金給付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 賃上げ率算定表(様式第2号)
- ③ 誓約書(様式第3号)
- ④ 対象になる従業員の労働条件通知書 又は 雇用契約書の写し
- ⑤ 対象になる従業員の賃上げ前後の賃金台帳等の写し
(賃上げ前後の支払状況が確認できる月のもの)
- ⑥ 対象従業員の雇用保険加入証明書の写し(非正規従業員のみ)
- ⑦ 完納証明書



給付金についてのお問い合わせ

事業の詳細はコチラ
(市ホームページ)

松山市 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課(労政雇用担当)

【受付時間】 8時30分～17時15分 ※土日、祝日除く

【電話番号】 089-948-6548

【メール】 chinage@city.matsuyama.ehime.jp

【住所】 〒790-8571 松山市二番町4丁目7番地2

